電気需給契約の重要事項説明書 中国電力エリア【高圧】

本書では、ご契約において特に重要な事項についてご説明いたします。この内容は重要ですので、十分にご理解されるようお願いいたします。

内容につきましては、「電気需給約款」と併せてご確認ください。尚、本書と「電気需給契約」ならびに「電気需給約款」と相違がある場合は、「電気需給契約」ならびに「電気需給約款」が優先するものとします。ご確認頂きましたら、本書最後の「重要事項説明についてのご確認」欄にご署名ご捺印をお願いいたします。

1. 電気需給契約締結前の確認事項

- (1) お客さまが電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款を承認し、当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約の実施に必要なお客さまの情報を、一般送配電事業者が当社に提供することを承諾したうえで、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 契約に際しては、次の事項をあらかじめ協議させていただいたうえで申込みをしていただきます。詳細につきましては、電気需給約款の「Ⅱ. 契約について」をご参照ください。
 - ・需要場所、契約種別、標準電圧、供給電気方式、標準周波数、契約電力、契約期間、需給 開始希望日、負荷設備、受電設備、業種、用途、発電設備、及びアンシラリーサービス。
 - ・契約種別については、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者との契約種別 を参考に、お客さまと当社で協議の上決定することといたします。
 - ・契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出て いただきます。
- (3) 小売供給契約切替えの際には、現在の契約の解除が必要となり、契約解除条件によっては違約金等、お客さまのご負担が生じることがあります。該当する契約について一般送配電事業者ならびに小売電気事業者へ事前にご確認ください。
- (4) お客さまに電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用します。それに伴い、 法令ならびに一般送配電事業者の託送約款で定める需要者にかかわる事項および技術要件を 遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

2. 電気需給約款の変更

- (1) 一般送配電事業者の託送供給等約款等が改定された場合、法令等の改正により電気需給約款の変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合には、当社は契約期間内であっても電気需給約款を変更することがあります。
- (2) 電気需給約款を変更する際には当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。変更後の電気需給約款は、ウェブサイトに掲載その他の方法を実施することで効力を生ずるものとします。
- (3) 電気需給約款を変更しようとする場合(次項を除く)において、お客さまへの供給条件の説明については、当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、説明書面および変更後の書面の交付については、当社所定のウェブサイト等を利用する方法にて行うものとします。
- (4) 電気需給約款を変更しようとする場合(形式的で実質的な変更を伴わないもの)において、 お客さまへの供給条件の説明については当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれ ば足りるものとし、説明書面および変更後の書面の交付については行わないものとします。

3. 契約期間

- (1) 契約期間は、次によります。
 - イ 電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。ロ 電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (2) 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から電気需給契約の継続、延長

更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、期間満了により終了いたします。

4. 料金

(1)料金の算定

料金は、算定期間を「1月」として算定いたします。

(2)料金の体系

料金は、基本料金、従量料金、ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします(契約締結後に新たに法律等により付加ないし賦課される料金が発生した場合は、その料金を含むものとします)。電気需給約款の「別紙2 電力料金の算定」をご参照ください。

(3)料金改訂について

契約期間内にあっても、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者ならびに一般 送配電事業者が同社の料金等を改定した場合、社会的・経済的に当社に影響を及ぼす事象が 発生した場合、その他当社が必要と判断した場合には、改めて料金等を通知し、当社との電 気需給契約の料金を改定するものといたします。

- (4) 検針日
 - イ 検針日は原則として毎月1日とします。
 - ロ 500キロワット未満のお客さまで分散検針が適用となる場合、一般送配電事業者が定める検針日に検針を行います。
 - ハ 非常変災等、やむをえない事情がある場合には定められた日以外に検針するものとしま す。
- (5) 使用電力量等の計量

使用電力量、力率ならびに最大需要電力は、一般送配電事業者が設置する計量機器で計量します。料金計算までに計量値が取得できなかった場合は、直近の契約電力ならびに100パーセント力率を用いて料金計算し、翌月の請求においてその差異を精算させていただきます。計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、お客さまと当社との協議によって定めます。

(6) やむをえない事態により供給の中止または使用の制限をした場合は、実量制ならびに協議制のお客さまについて、それぞれ定める当社所定の割引をいたします。詳細につきましては、電気需給約款の 「36.制限または中止の料金割引」をご参照ください。

5. 請求ならびにお支払

- (1) 当社は、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの請求書を、毎月10営業日頃までにあらかじめ申請していただいた連絡先に当社所定の方法によりお客さまに送付いたします。
- (2)検針日が1日のお客さまの料金は、検針日の当月22日(以下、「支払期日」といいます。)にお客さまが指定する金融機関の該当口座から自動引き落としによりお支払いいただきます。なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。
- (3) 契約電力が500キロワット未満のお客さまで分散検針が適用となるお客さまの料金は、分散検針によりそれぞれ異なる検針日の翌月22日(以下、「支払期日」といいます。)にお客さまが指定する金融機関の該当口座から自動引き落としによりお支払いいただきます。なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。詳細につきましては、電気需給約款の「24.料金の支払義務ならびに支払期日」をご参照ください。
- (4) 支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした後の請求においてこれを精算させていただきます。

6. 契約電力、供給電圧および周波数

- (1) 契約電力
 - イ 契約電力が500キロワット未満の場合(以下「実量制」といいます。) 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれ か大きい値といたします。実量制のお客さまの最大需要電力が500キロワット以上と

なる場合は、契約電力を使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、 操業度等を基準として、お客さまと当社の協議によって定めることとし、それまでの間 の契約電力はイによって定めます。

(2) 予備電力

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に充てるため、予備電線路により電気を受ける次の場合に適用します。契約電力はお客さまとの協議により定めます。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合に適用します。

ロー予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受けるまたは常時供給変電所から異なった電圧で供給を受ける場合に適用します。

(3) 供給電圧および周波数

供給電圧および周波数は、お客さまからいただいた電気需給契約の申込内容に基づいて、お客さまと当社との協議によって定めます。

7. 供給の停止、解約

(1) 供給の停止

お客さまが、電気需給約款の「31.供給の停止」の項目のいずれかに該当する場合には、 当社は、電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。詳細につきましては、電気需給約款の「31.供給の停止」をご参照ください。

- (2)解約
 - イ お客さま及び当社は、電気需給約款の「40.不可抗力による解約」に定める不可抗力 を原因として、契約を履行できない場合、お客さままたは当社は、電気需給契約の一部 または全部を解約できるものとします。
 - ロ 実量制のお客さま及び当社は、不可抗力による解約の場合を除き、需給開始日から1年 未満の期間内に電気需給契約を解約できないものとします。需給開始日から1年経過後 については、解約日の3ヶ月前までに、相手方に対し、書面による意思表示を行うこと により無条件で電気需給契約を解約できるものとします。
 - ハ 当社所定の算定式により算出される金額に加え、当社が電力需給契約の履行及び解約の ために要した設備費用及び工事費等の実費を支払うことにより、実量制のお客さまは、 需給開始日から1年未満の場合でも、電気需給契約を解約することができるものとしま す。詳細につきましては、電気需給約款の「41. 中途解約」をご参照ください。

8. 工事費の負担金

(1) 供給設備の変更ならびに工事費負担

供給設備の変更等を行う場合には、あらかじめ当社へ書面にて申し出ていただきます。当社が一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社はお客さまよりその負担金をいただきます。詳細につきましては、電気需給約款の「46.供給設備の変更ならびに工事費負担」をご参照ください。

- (2) 需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け お客さまの都合で需給開始前に電気需給契約を終了または変更される場合は、一般送配電事 業者より請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、実際に供給設備の工事 を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払ってい ただきます。
- (3) 計量器等の取付け

計量器の取付けは、原則として一般送配電事業者の負担で取付けますが、必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの負担となる場合があります。計量器の取付け位置を変更する場合は、お客さまに費用を負担していただきます。詳細につきましては、電気需給約款の「48.計量器等の取付け」をご参照ください。

9. 保安等に対するお客さまのご協力

(1) お客さまが、引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがあると認めた場合、またはお客さまの電

気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、すみやかに当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。

- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社及び一般送配電事業者に事前に通知していただきます。
- (3) 当社が電気を供給することを、お客さまが選任する電気主任技術者にお知らせください。また、電気主任技術者に交代があった場合には、すみやかに当社にお申し出ください。

小売電気事業者登録番号	A 0 2 9 3			
小売販売事業者名称	出雲ガス株式会社			
説明者の所属および氏名				
苦情及び問い合わせ電話番号				
苦情及び問い合わせ対応時間	9時~17時	(平日のみ対応)		

私は、電力取引に際し、その重要事項の説明書の交付を受け、以上の重要事項の説明を受けました。 (原本を当社が保管し、写しをお客さまに保管していただきます。)

年	月日日	
	会社・法人名:	
	氏名:	E